



第3回浦和市・大宮市・与野市合併協議会を与野市内のホテルで開催し、「財産の取扱い」「条例・規則の取扱い」等11議案を議決しました。

第3回合併協議会

2000.6.29

大宮市の委員が交代

大宮市議会の議長の交代などに伴い、合併協議会の委員と役員の一部変更があり、大宮市議会議長に就任した河野正氏、及び石塚眞氏が新たに委員となりました。なお、河野正氏は、協議会監事に選出されました。

また、協議会委員の交代に伴い、各小委員会の委員も交代となりました。

第4小委員会からの報告

「将来の行政区の区割りのあり方」については、各市の考え方の基本的なところを踏まえながら大体の方向を決めていくこととしました。また、「大宮市及び与野市の現庁舎の活用方法」については、将来の政令市移行後の区割りや区役所機能などを想定しながら、当面の総合支所としてどのように活用していくかという観点から、第4小委員会の中で協議していくこととしました。さらに、「政令市への移行時期」を具体的に想定していく際の諸課題等について調査・検討を進めていくこととしました。

合併協定項目の11議案を議決

合併協議会で協議する25の合併協定項目のうち、「財産の取扱い」など残る11項目について協議が行なわれ原案どおり議決しました。

詳細は、9ページから12ページをご覧ください。

浦和市・大宮市・与野市合併協議会、小委員会委員名簿 (平成12年6月29日現在)

第3小委員会

区分	氏名	役職
与野市	稲垣欣和	委員長
浦和市	福島正道	副委員長
大宮市	河野正	副委員長
浦和市	相川宗一	委員
	田口邦雄	委員
大宮市	新藤享弘	委員
	石塚眞	委員
与野市	井原勇	委員
	中村圭介	委員
	嘉藤信雄	委員

第1小委員会

区分	氏名	役職
大宮市	鶴崎敏康	委員長
与野市	中村圭介	副委員長
浦和市	清宮義正	副委員長
浦和市	相川宗一	委員
	福島正道	委員
大宮市	新藤享弘	委員
	河野正	委員
与野市	芝間衛	委員
	井原勇	委員
与野市	黒田一郎	委員

協議会

区分	氏名	役職		
浦和市	行政	相川宗一	副会長	
		石関満	委員	
		佐藤敏郎	委員	
		須藤武	委員	
		清宮義正	監事	
	議会	福島正道	委員	
		帆足興之	委員	
		田口邦雄	委員	
		新藤享弘	副会長	
		内田秀規	委員	
大宮市	行政	内田秀規	委員	
		豊澤信章	委員	
		中村正彦	委員	
		河野正	監事	
		鶴崎敏康	委員	
	議会	芝間衛	委員	
		石塚眞	委員	
		井原勇	副会長	
		梅原義一	委員	
		田中義政	委員	
与野市	行政	寺尾一男	委員	
		黒田一郎	監事	
		稲垣欣和	委員	
		中村圭介	委員	
		嘉藤信雄	委員	
	議会	石原信雄	会長	
		武田茂夫	副会長	
		青木信之	委員	
		学識経験者		
		石原信雄	会長	
武田茂夫	副会長			
青木信之	委員			

第4小委員会

区分	氏名	役職
与野市	井原勇	委員長
浦和市	相川宗一	副委員長
大宮市	新藤享弘	副委員長
埼玉県	青木信之	副委員長
浦和市	清宮義正	委員
	福島正道	委員
	帆足興之	委員
	田口邦雄	委員
大宮市	河野正	委員
	鶴崎敏康	委員
	芝間衛	委員
	石塚眞	委員
与野市	黒田一郎	委員
	稲垣欣和	委員
	中村圭介	委員
	嘉藤信雄	委員

第2小委員会

区分	氏名	役職
浦和市	帆足興之	委員長
大宮市	芝間衛	副委員長
与野市	黒田一郎	副委員長
浦和市	相川宗一	委員
	清宮義正	委員
	田口邦雄	委員
大宮市	新藤享弘	委員
	石塚眞	委員
与野市	井原勇	委員
与野市	嘉藤信雄	委員

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いにつきましては、地方自治法に規定されております一部事務組合や、市の業務と関連があり3市がそれぞれ出資している公社・事業団・第三セクターや、その他行政で構成される組織で行政運営上の一形態として捉えられる協議会の4つに区分しています。

このうち、1の「一部事務組合等の取扱い」についてですが、地方自治法第284条第3項に基づき、平成11年7月に設置されました「彩の国さいたまづくり広域連合」にはこれまでどおりに加入していくこと、また、現在与野市が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合は、新市に移行した段階で脱会することに加えさせていただきます。なお、新市におきましては、浦和市、大宮市が加入しております「消防団員等公務災害補償等共済基金」に引き続き加入していくこととしています。

また、2の「公社・事業団等の取扱い」は、先の第5回合併推進協議会（平成10年8月）において議決いただいておりますが、その際には調整中とさせていただいております。「土地開発公社」、「都市整備公社」、「土地区画整理協会」、「学校給食協会」につきまして、その後3市間で調整が整い、方針が出されましたので、議案に加えさせていただくとも、一文で表記してあったものを、わかりやすくするために箇条書きとしました。

その他の事項につきましては、任意の合併推進協議会で議決いただきました内容で取りまとめています。

1 一部事務組合等の取扱い

埼玉県浦和競馬組合、埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたまづくり広域連合は、新市において現行どおり加入する。

埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。

埼玉県市町村消防災害補償組合は、新市において加入し

ない。

2 公社・事業団等の取扱い

3市に設置されている公社・事業団等については、次のとおりとする。

- (1) 3市の土地開発公社、(社福)社会福祉協議会、(社団)シルバー人材センターは、それぞれ合併時に再編する。
- (2) 浦和市と大宮市の(社福)社会福祉事業団、(財)土地区画整理協会は、それぞれ合併時に再編する。
- (3) (財)浦和市公園緑地協会、(財)大宮市都市整備公社は、それぞれ合併時に再編する。
- (4) (財)浦和市文化振興事業団と(財)大宮市公立施設管理公社、(財)与野市ふるさと振興機構は、合併後速やかに再編する。
- (5) 浦和市、大宮市の(財)学校給食協会と与野市学校給食会は、合併後速やかに再編する。
- (6) 3市の観光協会については、合併後速やかに再編するよう調整する。
- (7) その他の公社・事業団等については、合併後も現行のとおりとする。

3 第三セクターの取扱い

第三セクターについては、現行のとおりとする。

4 その他協議会等の取扱い

その他協議会等については、合併後、新市において再び加入する(現行のとおりとする)。

ただし、同種の協議会等で国又は県の管轄地域の違いに関するものについては、管轄の見直し後速やかに調整する。

埼玉県南水道企業団の取扱い

埼玉県南水道企業団の取扱いにつきましては、任意の合併推進協議会では同企業団における一般職の職員の身分、事務事業、特別職の身分、財産の4項目に区分し、各々に議決をいただきましたが、本合併協議会におきましては、これらを一括し協議をいただきました。

上水道事業につきましては、新市が直接行う事業となりますことから、地方自治法に加え地方公営企業法の適用もあり、現在検討されております新市の条例等の規定及び企業管理規程により執り行うことで、基本的にはまとめております。

1 一般職の職員の身分の取扱い

埼玉県南水道企業団の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。引き継いだ職員の身分の取扱いについては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)地方公営企業法(昭和27年法律第292号)及び新市の規程

等により取り扱うべく、合併時まで調整するものとする。

2 事務事業の取扱い

埼玉県南水道企業団の行っていた事業を新市が行う際に必要な事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)地方公営企業法(昭和27年法律第292号)及び新市の規程等により取り扱うものとする。

なお、個別の事業における調整の方針については、原則的に、同企業団特有の事業は現行のとおりとし、3市と同一又は類似する事業は3市の調整方針を基に合併時まで調整するものとする。

3 特別職の身分の取扱い

埼玉県南水道企業団の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。

4 財産の取扱い

埼玉県南水道企業団の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

るものとする。

19 商工・観光事業の取扱い

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。

同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。

20 勤労者・消費者関連事業の取扱い

勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努めるものとする。

21 都市計画事業の取扱い

都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。

各種計画は、合併後速やかに策定する。

22 道路事業の取扱い

道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。

23 河川事業の取扱い

河川事業については、新市においても引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。

24 住宅事業の取扱い

住宅事業については、新市においても住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めるものとする。

25 下水道事業の取扱い

下水道事業については、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。

26 学校教育事業の取扱い

学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。

27 社会教育事業の取扱い

社会教育事業については、引き続き学習機会、情報の提供等に努めつつ、市民サービスの低下を生じないように再編する。

28 その他事務事業の取扱い

その他事務事業については、以下のとおりとする。

- (1) 独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整するものとする。
- (2) 同一又は類似する事務事業については、市民サービスの低下を招かないよう留意しながら、合理化・効率化に努めるものとする。

組織・機構の取扱いについて

組織・機構の取扱いにつきまして、新市における組織・機構の具体的な編成作業を行うための基本方針を、予め定めておくためのものです。

新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。

- 1 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- 2 簡素で効率的な組織・機構
- 3 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- 4 指揮命令系統が明確な組織・機構
- 5 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構
- 6 新たな行政課題を見据えた組織・機構

条例・規則の取扱いについて

条例・規則の整備につきましては、事務一元化に伴う各種の事務事業の調整結果を踏まえ、根拠法令、準則等に基づき行うこととなります。13年5月1日の合併日に即時施行を必要とする事務事業については、合併時までに策定することとし、合併後に調整を行うこととなった漸次施行の事務事業に必要な条例・規則等については、合併後速やかに策定することとしております。

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等とは、地方公共団体が公益の必要性から、財政的な支援を行うために支出されているもので、その取扱いについては団体運営補助等と事業補助等に区分して協議されました。

特に、補助金につきましては、同一または同種のもの、独自のもの、整理統合できるものの3通りに取りまとめています。

補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。

なお、補助金については以下のとおりとする。

- (1) 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

各種事務事業の取扱い

各種事務事業につきましては、各市の総合振興計画や事業計画等に基づく計画的、継続的に行っている事業から窓口業務といった事務にいたる、広範多岐にわたる事業を対象にしています。本合併協議会でも、先例市を参考に、市民生活に直結し、市民サービスに影響を及ぼすものや財政的に影響のあるもの等28の項目に分類し、それぞれの項目毎に取りまとめています。

なお、16番目の「介護保険事業の取扱い」については、任意の合併推進協議会において議決いただきました内容が、介護保険制度導入前に作成したものであることから「制度導入に向け」という文言が入っておりましたので、今回はこの文言を削除しております。

1 情報公開事業の取扱い

情報公開事業については、合併までに課題等を整理し新市において制度化するものとする。

市長の資産等の公開については新市において引き続き行う。

2 女性政策事業の取扱い

女性政策事業については、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。

女性センターにかかる事業については、埼玉県女性センター（仮称）計画との調整を図り進めるものとする。

3 広報広聴事業の取扱い

広報広聴事業については、以下のとおりとする。

（1）広報紙等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。

（2）市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

4 防災事業の取扱い

防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併までに基本的な方針を確立する。また、合併後速やかに事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

5 市民窓口業務の取扱い

市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。

既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。

6 文化振興事業の取扱い

文化振興事業については、同一又は類似する事業は統合・再編するものとする。

地域の特色ある文化事業については現行のとおりとする。

7 コミュニティ施策の取扱い

コミュニティ施策については、市民活動の高揚に資するため新市において引き続き推進するものとする。

8 ごみ処理事業の取扱い

ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進す

るとともに、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。

9 環境対策事業の取扱い

環境対策事業については、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。

公害監視業務については、新市において引き続き実施するものとする。

10 交通対策事業の取扱い

交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。

放置自動車対策等については、合併後速やかに統一を図る。

11 社会福祉事業の取扱い

社会福祉事業については、地域に格差が生じないように統合又は再編し、充実に努めるものとする。

12 障害者福祉事業の取扱い

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。

障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。

13 高齢者福祉事業の取扱い

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。

老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めるものとする。

14 児童福祉事業の取扱い

児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。

子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。

15 保健・医療事業の取扱い

公立病院等の診療体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

成人・母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業については、実施内容・方法等について医師会等との調整が必要なことから合併後速やかに再編する。

16 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、合併までに一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図るものとする。

17 保健所開設事業の取扱い

保健所開設事業については、新市において速やかに保健所を開設するとともに、それを視野に入れた保健施設整備計画を策定するものとする。

18 農業振興事業の取扱い

農業振興事業については、同一又は類似の事業を統合又は再編するものとする。

基盤整備事業及び農業団体の育成事業については継続す

消防業務の取扱いについて

消防業務につきましては、一般的に常備消防と非常備消防に区分することができることから、任意の合併推進協議会では消防団の取扱いと常備消防の取扱いに分けて、それぞれ議決をいただきましたが、本合併協議会では併せて一議案として議決をいただきました。

消防業務は、市民の生命及び財産を安全に守るという重要な使命を持っており、合併にあたっては、これらの安全確保に支障をきたすことのないよう、業務の一体性を速やかに確立することを原則に、取りまとめました。内容につきましては、任意の合併推進協議会で議決を得たものと同様となっています。

1 消防団の取扱い

消防団については、当面、現行のとおりとする。

ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。

2 常備消防の取扱い

消防業務については、業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出動計画等の統一を図る。

ただし、警防指令業務は、ホットラインで対応することとし、合併後速やかに、新システムを構築する。また、救急高度化推進事業については、合併後速やかに新たな計画を策定する。なお、消防計画については、合併後速やかに策定する。

諮問機関の取扱い

諮問機関は、法律や条例により設置され、行政機関の求めに応じて調査、審議等を行い、諮問や答申を行う機関です。しかし、設置目的が同じであっても、所掌事項や委員構成等に違いがあるものや、各市がこれまでの経緯、目的、実績等から独自に設置しているなどの状況があり、それらについて協議しまとめています。

諮問機関については、原則として再編するものとする。

なお、各市で独自に置かれている諮問機関については、実態等を考慮し整備するものとする。

財産の取扱いについて

3市が合併の前日に所有する財産につきましては、負債を含め、全て新市に引き継がれることが基本となりますが、出資による権利等につきましては、「一部事務組合等の取扱い」等の他の協議事項における調整方針と関連するものがあることなどを勘案し、取り扱うこととしております。

3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

使用料・手数料の取扱いについて

使用料につきましては、地方公共団体は、その所有する財産、または公の施設を使用させる場合には、地方自治法第225条等の規定に基づき、条例でその料金の額及び徴収の方法等を定め、その使用者から使用料を徴収することとなっています。

また、手数料につきましては、地方公共団体が当該団体の事務、またはその機関の委理事務で特定の者のためにするものについては、地方自治法第227条の規定に基づき、手数料を徴収することができることとなっています。

使用料、手数料のいずれも、市民生活に直接影響するものでありますので、その取扱いについては各専門部会において十分に協議を行い、検討した上で取りまとめています。

(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。

(2) 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業につきましては、地域保健としての性格を有し、3市がそれぞれ被保険者の状況に応じ必要な給付を行っていることを踏まえ、専門部会においても十分な協議を行いました。

国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一するものとする。